

福岡、平8不4、平8.10.25

命 令 書

申立人 田川印刷センター労働組合

被申立人 是澤印刷株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合員X1の解雇について申立人組合と速やかに団体交渉を行わなければならない。
- 2 申立人のその余の申立ては棄却する。

理 由

第1 申立人の請求する救済内容

申立人の請求する救済内容は、次のとおりである。

- 1 被申立人は、申立人組合の申し入れる団体交渉を拒否してはならない。
- 2 被申立人は、申立人組合の申し入れた申立人組合員X1の解雇撤回についての団体交渉に誠意をもって応じなければならない。
- 3 陳謝文の申立人への交付及び掲示

第2 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人

申立人田川印刷センター労働組合（以下「組合」という。）は、協同組合田川印刷センターを構成する企業に勤務する労働者によって昭和49年に結成された、いわゆる合同労働組合であり、本件申立時の組合員数は5名である。

(2) 被申立人

被申立人は是澤印刷株式会社（以下「会社」という。）は、昭和60年に設立され、平成元年（以下「平成」を略す。）から肩書地において印刷業を営む法人で、本件申立時の従業員数は30名である。

2 X1の解雇と組合加入

(1) 8年3月末、会社代表取締役Y1（以下「Y1社長」という。）は、経営不振のため従業員4名を4月30日付けで解雇するとの方針を立て、このことを製版係長のX1（以下「X1」という。）を含む役付け会議に示し、これは了承された。

(2) 4月1日、月例の朝礼でY1社長が4名の指名解雇を明らかにしたのに対して、X1はこの解雇に抗議し、人選の経緯等についての説明を求めた。

朝礼後、Y1社長は「何故そんなことをいうのか。」とX1を詰問した

うえ、同人を5月1日付けで解雇する（以下「X1解雇」という。）と言
い渡した。

4月1日夕方、X1は同人の解雇について組合に相談し、直ちに加入
した。

3 本件団体交渉申入れの経緯

- (1) 8年4月4日、申立人組合長X2（以下「X2組合長」という。）は、
Y1社長に電話で「X1の組合加入通知書を手渡したいので、午後5時
半頃会社に居ていただきたい。」と申し入れたところ、同社長は、工場長
のY2（以下「Y2工場長」という。）に受け取るように指示しておく
と答えた。

同日5時半過ぎ、X2組合長とX1は会社を訪れY2工場長にX1が
組合に加入したことを告げ、「組合加入通知および解雇撤回要求書」（以
下「要求書」という。）を手交した。その際、X2組合長は近日中に団交
を申し入れるので、Y1社長に伝えておくよう申し述べた。

- (2) 同月8日、X2組合長は、Y1社長に電話をして、先に提出した要求
書を同社長が見たことを確認したうえで、「これからはですね、X1さん
の労働組合のことで…」と切り出したところ、同社長は即座に「団体交
渉は一切受けません。私はそげな暇ないから。それだけは拒否します。
今後、電話も出ません。」と言って一方的に切ってしまった。

そこで、X2組合長は直ちに電話をかけ直したが、会社の事務員が応
答し社長の不在を告げた。

- (3) 同月9日、組合はX1解雇の理由と根拠を明示するよう記した文書を
会社に郵送したが、会社は受取りを拒否した。
- (4) 同じく9日、組合は当委員会に「解雇撤回・団交開催」を求める趣旨
のあつせんを申請（8年（調）第10号）した。このあつせんにおいて、
Y1社長は団交には一切応じられないがX1個人となら話し合ってもよ
いと述べた。そこで同月末、X1が「会ってお話しをしたい。」と電話で
申し入れたところ、同社長は「朝礼のことをどうこう言っているわけ
ではない。その後にとった行動が気に食わない。」などと言ってX1のこの
申入れを拒否した。あつせん員会は、これ以上あつせんを継続しても解
決の見込みがないとして5月10日をもってあつせんを打切った。
- (5) 組合は5月21日本件救済申立てを行い、また、X1は6月4日に退職
金を受け取った。

第3 当委員会の判断

- 1 会社は、X1解雇に関する団交拒否の理由として、①申立人組合は他社
の労働組合であって、会社とは関係ないこと、あるいは②X1は5月1日
付けで解雇され、その後何の異議も唱えず退職金を受領し解雇を承諾して
いるから雇用関係は既に消滅していることを掲げ、団交に応じる必要はな
い旨主張する。

一方組合は、①組合員の範囲を特定の事業所の従業員に限らない合同労

組であるから、会社は団交に応じなければならない、②退職金は生活維持のため仮受けしたものであって退職を認めたものではないし、また、団交拒否の事実は退職金を受け取る以前から発生している、と主張する。

よって以下判断する。

一般に、解雇された労働者がその解雇を争い、その者が加入する労働組合も解雇を争って団体交渉を申し入れたときには、使用者は雇用関係が消滅したことを理由に団交を拒否することは許されないといわなければならない。けだし、解雇のような場合こそ労働組合による組合員の権利・利益の擁護ないし助成が必要であるところ、使用者が組合員の解雇の意思表示を行ったことをもって、その解雇に関する労働組合の団交の方途を封じることを認めることは、労働組合法第7条第2号の趣旨に反するからである。このことは、その企業の従業員のみによって構成されていない合同労組であっても同様である。

これを本件についてみると、組合は、前記第2の1の(1)認定事実のとおり協同組合田川印刷センターの構成企業の従業員を中心として組織された、いわゆる合同労組であり、4月1日に解雇予告(5月1日付け解雇)を受けたX1が同日組合に加入し、団交の申し入れを行ったことにより、会社はその団交に応ずべき義務が生じたというべきである。

また、組合が4月4日にX1解雇の撤回を要求したのち、後記2のとおり同月8日には会社に団交を申し入れ、さらに5月21日に本件申立てを行った事実及びその後6月に至りX1が退職金を受領したものの、組合は本件第1回調査において、解雇を承諾したものではなく生活に困窮して仮受けしたに過ぎない旨主張し解雇を争っていること等に照らせば、X1が解雇を承諾したとみるべき余地はないといわなければならない。

それゆえ、会社が、組合が自社の労働組合ではないことを理由に、あるいはX1が退職金を受け取った事実に固執してX1との雇用関係の消滅を理由に組合との団交に応じる必要はないと主張することは、団交拒否の正当な理由とは認め難い。

2 会社は、そもそも組合から正式な団交申し入れを受けていないので、団交応諾の義務はないと主張し、他方、組合は団交を申し入れる旨を予め伝え、Y1社長に団交を申し入れたが、一方的にこれを拒絶されるなど、会社は終始団交を拒否していると主張するので、以下これについて判断する。

なるほど、前記認定した事実のいずれをみても、本件労使間ではX1解雇に関する団交申込み自体について、具体的なやり取りが行われたとまでは認め難い。しかし、8年4月当時、本件労使間における懸案はX1解雇問題が存在するのみであって、組合が同月4日にY2工場長へ要求書を提出し、その際近日中に団交を申し入れると申し添えていることからすれば、会社は同月8日のX2組合長からY1社長への電話が、X1解雇に関する団交の申し入れであると予測し得るところである。それゆえ、上記第2の3の(2)のとおり、同社長がX2組合長の「これからはですね、X1さんの労

働組合のことで…」との言葉を遮り、「団体交渉は一切受けません。」と発言するに及んだものと容易に推断し得るのである。加えて、同社長が自己の主張を一方的に展開したうえ、直ちに電話を切ったことは、とりもなおさず組合の団交申入れそのものを拒否したものである。よって、会社が組合の正式の団交申入れを受けていないと主張するのは、容認し得るものではない。

さらに、会社は、4月9日に組合からの郵便物の受取りを拒否し、またその後のあっせんの場合においても組合との団交には応じないがX1個人となら話してもよいと発言するなど、一貫して申立人組合を無視し、団交を拒否する姿勢を崩していない。

- 3 以上のとおり、会社が組合の申し入れたX1解雇に関する団体交渉を拒否したことは、労働組合法7条第2号に該当する不当労働行為であると判断する。

第4 法律上の根拠

以上の次第であるから、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条に基づき、主文のとおり命令する。

平成8年10月25日

福岡県地方労働委員会
会長 黒田 慶三